

令和 3 年度第 5 回介護保険事業計画策定委員会
第 3 回地域包括支援センター運営協議部会

資 料

令和 4 年度地域支援事業実施計画について

1 浜田市の事業概要	P1
介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務委託について	P4
令和 4 年度浜田市地域包括支援センター運営方針	P15
2 江津市の事業概要	P19
介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務委託について	P22
3 浜田地区広域行政組合の事業概要	P29

令和4年度 地域支援事業の事業概要(浜田市)

【介護予防・日常生活支援総合事業】

一般介護予防事業

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
1	介護予防把握事業	支援の必要な高齢者を把握し、介護予防につなげる。	浜田市(直営)	次により把握に努める。 ・健康教室等での基本チェックリスト、認知症気づきチェックリストの実施。 ・要支援認定者であってサービス未利用者に對する状況把握のための訪問。 ・本人やその家族、民生委員等地域からの相談。 ・75、80、85歳の介護認定を受けていない方を対象に、基本チェックリストを送付・回収し、その結果を基に事業対象者を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげる。また、対象者のデータ管理を行う。	21,314
2	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識普及等の啓発を図る。	浜田市(直営) 浜田市食生活改善推進協議会等(委託)	介護予防推進出前講座等により、介護予防に関する運動・食生活・口腔及び認知症発症予防等のフレイル予防に関する基本的な知識の普及啓発を行う。	11,570
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資するボランティア等の人材及び地域活動組織の育成並びに支援を行う。	浜田市(直営)	地域で介護予防活動を担う人材の育成や地域活動組織に対する支援を行う。	15,484
4	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的 知見を有する者が、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取組を総合的に支援する。	浜田市(直営) リハビリテーションカレッジ島根等(委託)	通所・訪問の介護保険事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職を派遣し、リハビリ視点の助言、指導、研修を実施する。	120
計					48,488

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
5	包括的支援事業	①第1号介護予防支援事業 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	浜田市社会福祉協議会 (委託)	地域包括支援センターに専門職を配置し、介護予防サービス等の提供を含めた保健・医療・福祉に関する相談・支援等に包括的かつ継続的に対応する。 高齢者の介護予防や自立支援を目的として、要支援者等の状況にあった適切なサービスが提供されるようケアプランを作成する。	73,300
計					73,300

新包括的支援事業(社会保障充実分)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
6	在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の連携を推進する。	浜田市(直営)	浜田市在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護関係者からの相談に対応する。 また、「相談できる体制づくり」「切れ目のない医療介護連携」を目指して、専門職や地域を巻き込んだ取組を行い、「地域包括ケア」を構築することを目的として、多職種参加による事例検討会や講演会を開催する。	3,290
7	生活支援体制整備事業	市町村が中心となって、社会福祉協議会等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く。	浜田市社会福祉協議会 (委託)	定期的な情報の共有や連携強化の場として、市全域の協議体(第1層)を1か所、各日常生活圏域(第2層)に7か所設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。 また、各日常生活圏域に、生活支援コーディネーター各1名の配置を行い、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体の整合等のコーディネート業務を行う。	28,600
8	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、よい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援する体制を構築する。	社会医療法人清和会 (委託)	認知症初期集中支援チームの運営を社会医療法人清和会西川病院へ委託し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	2,647
9	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備する。 認知症施策を進めるための地域づくりを推進する。	浜田市(直営)	認知症地域支援推進員の配置、及び認知症カフェの後方支援を行う。 また、認知症の人とその家族に対する地域支援体制の構築のため、認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)の整備を目指す。	4,920
10	地域ケア会議推進事業	住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、被保険者及び介護者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う。	浜田市(直営)	多職種協働による個別事例の検討等を行い、高齢者に対する自立支援の充実と地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行う。	2,151
計					41,608

任意事業

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
11	【家族介護支援事業】 認知症高齢者見守り事業	認知症高齢者の生命及び身体 の安全並びに介護者等への地域 全体の見守り支援を図る。	浜田市(直営)	認知症により自力で居宅へ戻れな くなるおそれのある高齢者の介 護者等へ見守りシールを交付し て、安全確保の仕組みを整える。	5
12	【家族介護支援事業】 家族介護交流事業	在宅で介護している家族間の交 流を図ったり、介護に関する知 識・技能習得等のための教室等 を開催する。	浜田市社会福祉協議会 弥栄福祉会(委託)	各地域において、介護から一時 的に解放するための介護者相互 の交流会等を開催する。	1,067
13	【家族介護支援事業】 家族介護用品支給事業	在宅で重度要介護認定を受けて いる高齢者を介護している介護 者の経済的負担の軽減を図ると ともに、在宅生活の継続・支援 を行う。	浜田市(直営)	要介護4又は5と認定された高 齢者を介護している市民税非課 税世帯の家族に対し、介護用品 (紙おむつ・尿取りパット)を支 給する。 40,000円/年	1,705
14	【家族介護支援事業】 家族介護慰労事業	在宅で要介護4又は5と認定さ れ、過去1年間介護保険サービス を利用していない高齢者を介護 している家族に介護慰労金を支 給する。	浜田市(直営)	過去1年間介護サービスを受け なかった要介護4又は5と認定さ れた市民税非課税世帯の高齢者 を介護している家族に10万円の 慰労金を支給する。	0
15	【その他事業】 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の周知及び身寄 りのない判断能力の低下した高 齢者に市長による後見開始申立 を行う。 後見の報酬の支払いが困難な 場合は助成を行う。	浜田市(直営)	身寄りのない判断能力の低下 した高齢者に対しては、市長に よる後見開始申立手続きを行う。 また、成年後見人等への報酬の 支払いが困難な場合は助成を行 う。 在宅 20,000円/月 施設 13,000円/月	1,893
16	【その他事業】 福祉用具・住宅改修支援事業	居宅介護支援の提供を受けて いない要介護(支援)者の住宅 改修費支給に係る理由書を作成 した居宅介護支援事業者へ経費 を助成する。	浜田市(直営)	【住宅改修支援事業のみ実施】 住宅改修費支給申請に係る理 由書を作成した居宅介護支援事 業者等へ1件当たり2,000円の 補助金を交付する。	60
17	【その他事業】 認知症サポーター養成講座事業	認知症に関する正しい知識を 習得し、認知症の人や家族を支 援する認知症サポーターを養成 する。	浜田市(直営)	認知症サポーター養成講座を 地域や職域等で実施し、600名 程度の養成を目指す。	66
18	【その他事業】 配食サービス事業	高齢者向け弁当の提供により 健康維持と生活安定を図る。	まごころ弁当 お届けハート(委託)	市が決定した曜日に、栄養のバ ランスがとれた昼食を居宅に配 達するとともに、安否確認を行 う。	15,789
19	【その他事業】 シルバーハウジング事業	公営住宅のシルバーハウジ ング入居者に対し、生活指導・ 相談・安否確認等日常生活に 必要な支援を行う。	株式会社 Fromハート(委託)	LSA(ライフサポートアドバイザー) が入居者に対して生活指導、 相談、安否確認、緊急通報時の 対応を行う。	8,011
計					28,596
合計					191,992

令和4年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧（浜田市）

	居宅介護支援事業所	事業所住所	法人・会社名	代表者名
1	ケアプランせいわ	浜田市港町293-2	社会医療法人 清和会	理事長 荒木 正人
2	ケアプランたんぼぼ	浜田市長浜町863番1	社会福祉法人 愛心会	理事長 水口 清子
3	介護プランほっと	浜田市熱田町705番地1	有限会社 ホットケアセンター	代表取締役 山根 優子
4	偕生園居宅介護支援事業所	浜田市黒川町196-1	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団 偕生園	園長 湯浅 琴江
5	夕陽ヶ丘居宅介護支援事業所	浜田市国分町955-1	社会福祉法人 恵心会	理事長 大橋 清秀
6	ケアプランサービスセンターはまぼうふう	浜田市久代町1-7	医療法人社団 ・水澄み会	理事長 湖山 泰成
7	ケアプランサービスセンターみずすみ	浜田市三隅町451番地1		
8	長浜居宅介護支援事業所	浜田市長浜町1435番地	有限会社 ケアオフィス	代表取締役 山本 克哉
9	居宅介護支援周布事業所	浜田市周布町イ61番地1	社会福祉法人 浜田福祉会	管理者 平 貴美子
10	ハート介護プランセンター	浜田市田町1461-10	株式会社 Fromハート	代表取締役 吉田 一也
11	介護センター さざんか	浜田市金城町七条ハ403	医療法人社団 沖田内科医院	理事長 沖田 琇二
12	緑ヶ丘居宅介護支援事業所	浜田市金城町七条イ1046番地5	社会福祉法人 かなぎ福祉会	理事長 池田 嘉之
13	緑ヶ丘居宅介護支援事業所浜田	浜田市浅井町122-2		
14	居宅介護支援事業所こもれび	浜田市金城町下来原185番6	特定非営利活動法人 Being	理事長 横山 英義
15	ケアひだまり	浜田市旭町今市1039	社会福祉法人 旭豊福祉会	理事長 上野 茂
16	居宅介護支援事業所 旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷362-10	医療法人 ともみ会 介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	理事長 大倉 美知男
17	まつばら居宅介護支援事業所	浜田市松原町1100-1	社会福祉法人 旭福祉会	理事長 大倉 美知男
18	ケアプラン やさか	浜田市弥栄町木都賀イ539-1	社会福祉法人 弥栄福祉会	理事長 石橋 正夫
19	ほほえみライフ居宅介護支援事業所	浜田市下府町327番地119	有限会社 齋藤アルケン工業	代表取締役 齋藤 憲嗣
20	介護プランサービスみたけや	浜田市三隅町井野二282番地	株式会社 みたけや	代表取締役 三浦 慎也
21	ケアプランたいせつ	浜田市弥栄町木都賀イ811-11	フューチャー・イノベーション・カンパニー合同会社	代表社員 有田 康夫
22	ケアプランセンター 心の里 はるにれ	浜田市三隅町三隅382番地1	テライ・メディカルサポート株式会社	代表取締役 程塚 麻実子
23	有限会社 長寿の里	浜田市日脚町54番地2	有限会社 長寿の里	代表取締役 倉本 厚志
24	ケアプランやまもも	浜田市久代町309番地	社会福祉法人 けいびん会	理事長 佐々木 啓司
25	居宅介護支援事業所 古和の里	浜田市三隅町下古和1362番地7	一般社団法人 古和の里	代表理事 小松原 美幸
26	居宅介護支援事業所 和乃家	浜田市真光町13番地	株式会社 集和	代表取締役 浜本 和正
27	ケアプランそうえん	浜田市相生町4219番地1	株式会社 荘苑コーポレーション	代表取締役 平山 恭汰
28	ケアプラン言の葉・ことのは	浜田市殿町62番地5	合同会社 MoreLiberty	代表社員 福井 宏枝
29	みんなの家居宅介護支援事業所	浜田市殿町10-4	社会福祉法人 いわうみ会	理事長 中村 勝彦
30	居宅介護支援事業所 彩緑	浜田市国府町1773番地13	合同会社 ヨリドコロ	代表 森下 彩美

<市外事業所>

31	居宅介護支援事業所 Smile Garden	江津市都野津町2372-6	株式会社 浜野屋	代表取締役 岡田 智子
32	居宅介護支援事業所 結	江津市嘉久志町イ1678	株式会社 志穂	代表取締役 松嶺 隆広
33	青山介護支援事業所	江津市二宮町神主イ513番地1	社会福祉法人 いわみ福祉会	理事長 室崎 富恵
34	居宅介護支援事業所 有竹	邑智郡邑南町井原1423番地	合同会社 ありったけ	代表 有田 隆史
35	温養院居宅介護支援事業所	広島県呉市焼山中央6丁目6番13号	社会福祉法人呉同済義会	会長 三宅 清嗣

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託契約書

社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会(以下「委託者」という。)と 《法人・会社名①》 (以下「受託者」という。)とは、次の条項によって公正な業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託内容)

- 第1条 委託者は、介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第4項の規定に基づき、次に掲げる業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。
- 2 受託者が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務(以下「介護予防支援業務等」という。)の範囲は、委託者が別に仕様書で定める業務とする。

(受託者の義務)

- 第2条 受託者は、その所属する介護支援専門員に介護予防支援業務等を行わせるものとする。
- 2 受託者は、介護予防支援業務等の開始に際しては、予め介護予防支援業務等に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを委託者に提出するものとする。
- 3 受託者は、介護予防支援業務等に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めなければならない。
- 4 受託者は、介護予防支援業務等に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を委託者に対して負うものとする。
- (1) 対象者への訪問を行うとともに、介護予防支援業務等を適正に実施すること。
 - (2) 利用者に介護予防サービス計画を遅滞なく提示すること。

(委託料)

- 第3条 委託者は、介護予防支援業務等の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を受託者に支払うものとする。

(1) 介護予防支援委託料

1件／1月当たり	一金	4,380円
初回加算	一金	3,000円
委託連携加算	一金	3,000円

(2) 介護予防ケアマネジメント委託料

1 件／1 月当たり	一金	4, 3 8 0 円
初回加算	一金	3, 0 0 0 円
委託連携加算	一金	3, 0 0 0 円

(委託料の支払い)

第 4 条 受託者は毎月業務終了後、委託者の定める期日までに当該月の費用を委託者に請求するものとする。

2 委託者は、適法な支払請求があったときは、島根県国民健康保険団体連合会に当該介護予防サービス計画費の請求を行った月の末日までに、受託者に対し、委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 5 条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 6 条 受託者は、介護予防支援業務等の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が特別に認める場合については、この限りではない。

(業務実施の指示)

第 7 条 委託者は、介護予防支援業務等について、受託者に必要な指示をすることができるものとする。

(移動手段)

第 8 条 介護予防支援業務等に必要な移動の手段は、受託者が用意するものとする。

(個人情報の保護)

第 9 条 受託者及び介護予防支援業務等に従事する者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 受託者は、介護予防支援業務等の際に、事故が発生した場合には速やかに委託者及び介護予防支援業務等の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、介護予防支援業務等の対象者に対する介護予防支援業務等により賠償すべき事故が発生した場合には、その責任において解決するとともに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 受託者は、介護予防支援業務等に関する書類をその事業所に5年間整備保管しなければならない。

(報告書の提出)

第12条 受託者は、毎月の介護予防支援業務等の実施状況を委託者の定める期日までに文書により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、必要と認めるときは受託者に介護予防支援業務等の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査)

第13条 委託者は、介護予防支援業務等の実施について、受託者の事業所に立ち入り調査し、必要な報告を求め、必要な指示を受託者に与えることができる。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。
- (2) 基準に違反し、介護予防支援業務等を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な介護予防支援業務等を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる

とき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第15条 受託者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、前条の規定により契約を解除した場合であって前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

（疑義の解決）

第16条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して解決するものとする。

（委託期間）

第17条 本契約の有効期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者受託者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4 年 月 日

委託者 島根県浜田市野原町 859-1
社会福祉法人浜田市社会福祉協議会
会長 中 島 良 二

受託者 《法人・会社住所》
《法人・会社名①》
《代表》 《代表者名》

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受託者が、委託者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 9 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報
報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 10 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた
個人情報記録された資料等は、この契約の完了後直ちに委託者に返還するものとする。
ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 11 受託者は、この契約による業務を処理するために、受託者自らが収集し、又は
作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。
ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 12 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている
個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 13 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを
知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(指示)

第 14 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人
情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な
指示を行うことができる。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託仕様書

委託者が受託者に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族に対する重要事項説明書及び個人情報利用同意書の交付、説明及び同意の取得、並びに利用者との契約に係る手続きの代行
 - 2 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」提出の代行
 - 3 利用者及びその家族に面接し、アセスメントを実施
 - 4 アセスメントの結果、利用者基本情報、基本チェックリスト及び介護予防サービス計画原案又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン原案（以下、「介護予防サービス計画原案等」という。）を作成
 - 5 介護予防サービス計画原案等を浜田市高齢者相談支援センターに提出
 - 6 サービス担当者会議の開催
 - (1) 初回のサービス利用開始時
 - (2) 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン（以下、「介護予防サービス計画等」という。）更新時
 - (3) 要支援更新認定を受けた場合
 - (4) 要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 但し、やむを得ない理由がある場合については、介護予防サービス事業者等への照会等により意見を求めることができるものとする。
- 7 利用者及びその家族へ介護予防サービス計画等の説明、同意、交付
 - 8 介護予防サービス事業者等へ介護予防サービス計画等の交付
 - 9 介護予防サービス計画等を浜田市高齢者相談支援センターに提出
 - 10 モニタリングの実施
 - 11 介護予防サービス計画等に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標等の達成状況についての評価
 - 12 日常の利用者、家族及びサービス提供事業者等との連絡調整、並びに浜田市高齢者相談支援センターへの報告
 - 13 業務の実施に伴い必要となる記録の整備

14 業務の実施に係る関係書類の浜田市高齢者相談支援センターへの引継ぎ

15 その他、業務の実施に当たって委託者が必要と認める事項

16 給付管理及び委託料の請求に関する業務の実施

- (1) 委託者の定める期日までに、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託料請求書、サービス利用票、サービス利用票別表、提出一覧表の書類をそろえて提出する。

但し、上記 5 及び 9 のとおり、介護予防サービス計画原案等及び介護予防サービス計画等の提出を委託者が確認した後、受託者は委託料の請求を行うものとする。

(2) 初回加算が算定できるのは、以下の場合に限る。

- ① 新規に介護予防サービス計画等を作成する利用者に対し、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合
- ② 利用者について、過去 2 月以上、受託者において介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、利用者に対して新たに介護予防サービス計画等を作成した場合

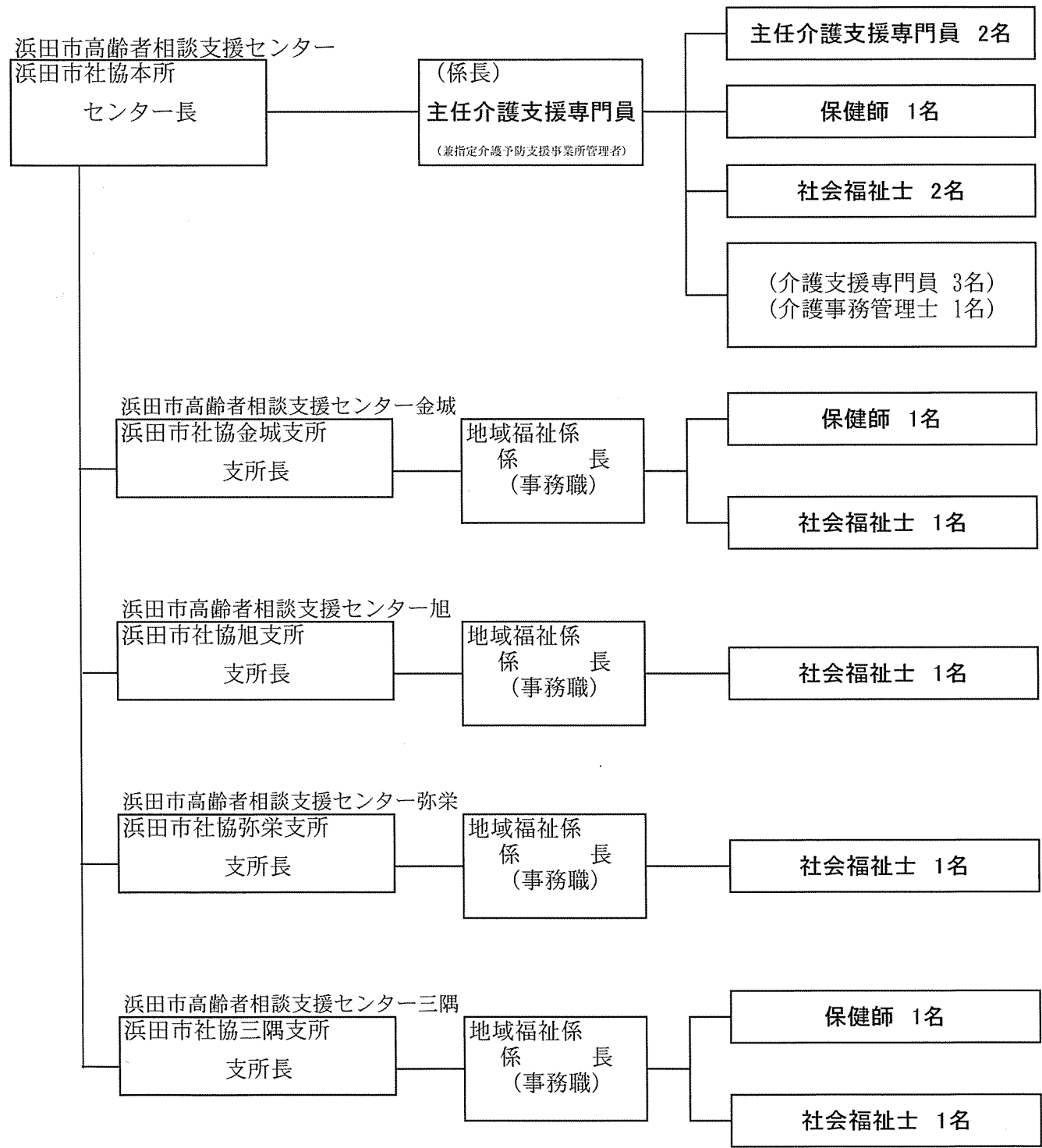
(3) 委託連携加算が算定できるのは、以下の場合に限る。

- ① 当該利用者に係る必要な情報の提供を受けて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供した場合に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を開始した日の属する月

令和4年度 浜田市地域包括支援センターの運営体制図

《名称》 浜田市高齢者相談支援センター

*ゴシック体は包括必置の3専門職種



この運営体制（見込）は令和4年2月15日時点のものであり、令和4年4月1日においては、3専門職種等に係る人員体制に変更が生じる場合があります。

令和4年度浜田市地域包括支援センター運営方針

1 趣旨

この運営方針は、浜田市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）が地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施方針及び業務推進の指針について必要な事項を定めるものとする。

2 支援センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

支援センターは、地域の特性や実情を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう地域の社会資源と連携を図り、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域や自宅での生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に努める。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

支援センターは、地域住民や関係団体等の意見を日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な支援センターの運営を行う。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針

高齢者が介護サービスや保健・医療・福祉サービス等を適切に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関や地域のさまざまな取組と連携し、高齢者支援のためのネットワークの構築を推進する。

(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針

高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、自分らしい生活を営めるよう、自立支援を目標とするケアマネジメントを行い、高齢者の状態に応じ健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

地域の主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員の日常的業務の相談や支援困難な事例に対して助言・指導を行う。また、介護支援専門員が、適切なケアマネジメントによる利用者支援ができるようスキルアップを図る。

(6) 地域ケア会議に関する方針

個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり、社会資源の開発、政策形成等を推進することを目的に市が実施する地域ケア会議に積極的に参加し、支援センターと市が緊密に連携し

ながら取組を推進する。

(7) 市との連携方針

支援センターは市の介護保険担当課と密接に連携し、高齢者支援等に関する情報の共有や意見交換を行うとともに、高齢者の生活に係る市の関係各課と連絡調整を行い、業務を実施する。

(8) 公正・中立性確保のための方針

支援センターは、「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(9) 事業評価についての方針

本運営方針を踏まえた効果的かつ効率的な運営がなされているかについて、自らその質を評価するとともに、市及び浜田市地域包括支援センター運営協議会の定期的な点検・評価を受け、事業運営の見直しを行う。

3 業務推進の指針

(1) 共通事項

ア 事業の実施計画の策定

支援センターは地域の特性や実情に応じて、運営方針及び業務推進の指針を具体的に実現するため、事業の実施計画を策定し、計画に沿った事業運営に努める。

イ 設置場所等

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者との連携が行える場所に事務所を設置する。

また、金城地区、旭地区、弥栄地区、三隅地区にそれぞれサブセンターを設置し、支援センター及びサブセンター間で連携することにより事業を実施する。

ウ 職員の配置

支援センターは浜田市地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例に規定する人員基準を遵守する。また、支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が、相互に情報共有し、専門性を活かして業務全体を「チーム」として連携・協働する体制を構築する。

エ 地域との連携

担当区域全体に支援センターの役割を周知するとともに、地域の会合の場等を活用することにより、地域住民、関係団体や事業者等との連携体制を構築する。

オ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び浜田市個人情報保護条例に基づき、情報の漏えいの防止、第三者への情報提供及び目的外使用の禁止等、情報管理を徹底する。

カ 苦情対応

支援センターに対する苦情を受けた場合、速やかにその内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に報告する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

要介護状態となることを予防し、自立した生活ができるよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。また、利用者本人及びその家族が、ケアマネジメントにより明らかとなった課題と目標を共有できるよう支援する。

(3) 総合相談支援業務

支援センターが、高齢者とその家族及び地域住民にとって身近な相談拠点として高齢者に関する相談に適切に対応するとともに、社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。

ア 総合相談業務

保健・医療・福祉に限らず、高齢者の生活にかかる様々な相談に対応し、適切な支援や制度の利用につなぐ。

また、高齢者を適切な支援につなぐため、地域、関係機関等とのネットワークを構築する。

イ 地域の高齢者の実態把握業務

ネットワークにより把握された支援を必要とする高齢者の実態を確認し、支援に必要な情報を収集する。

(4) 権利擁護業務

高齢者の権利侵害の防止及び早期対応に努め、高齢者が地域で安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、権利擁護に係る体制整備に向けた取組を行う。

ア 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の疑いがある者にかかる通報窓口・初期対応機関として市と連携し、適切な対応を行う。

イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用

認知機能の低下した高齢者が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度等の利用を支援する。

ウ 消費者被害の防止

消費生活センターからの情報提供等を活用し、地域の見守りに

関する関係者と連携し、消費者被害を未然に防止する。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員が行うケアマネジメントに対し個別指導、相談への対応を行うこと等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が営めるよう、包括的・継続的な支援を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント支援

関係機関等と連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

イ 介護支援専門員に対する支援

地域の主任介護支援専門員による介護支援専門員の援助体制の構築と、介護支援専門員の経験等に応じたスキルアップに取り組む。

令和4年度 地域支援事業の事業概要(江津市)

【介護予防・日常生活支援総合事業】

通所型サービス事業(第1号通所事業)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
1	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	要支援認定者又は事業対象者が要介護状態にならないよう、運動機能を向上させるための機能訓練を行う。(指定事業者以外。)	有料老人ホーム 有福 (委託)	①頻度:週1回 ②定員:30人(1か所) ※見込:延べ360人	4,031
2	通所型サービスC(短期集中予防サービス)	要支援認定者又は事業対象者が介護予防ケアマネジメントにより、理学療法士等が運動や身体機能訓練を行う。(指定事業者以外。)	西部島根医療福祉センター (委託)	①頻度:週1回 ②期間:3～6か月 ③定員:10人(1か所) ※見込:延べ120人	1,767
計					5,798

一般介護予防事業

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
3	介護予防把握事業	支援の必要な高齢者を把握し、介護予防につなげる。	江津市(直営)	基本チェックリストの結果を基に事業対象者を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげる。また、対象者のデータ管理を行う。 (75、80、85歳の介護認定を受けていない人(約700人))	5,127
4	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識普及等の啓発を図る。	江津市(直営)	・一般高齢者介護予防教室(百歳体操の普及及び支援・口腔機能向上・生活習慣病予防) ・介護予防運動指導ボランティアの研修会及び活動交流会	7,872
5	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資するボランティア等の人材及び地域活動組織の育成並びに支援を行う。	・江津市社協 ・さくらえいきいきワーカー (委託)	【生きがいと健康づくり】 地区社協等を中心に小地域単位でそれぞれ趣味等を活かした活動を計画・実施する。	4,200
6	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資するボランティア等の人材及び地域活動組織の育成並びに支援を行う。	江津市(直営)	【地域団体支援事業】 原則週1回以上、年50回以上介護予防活動を行う団体に対し、申請により活動経費の内、最高10万円を補助する。 ※見込:8団体	800
7	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防の取組を総合的に支援する。	・島根整肢学園 ・済生会病院 ・高砂ケアセンター (委託)	島根整肢学園、済生会病院、高砂ケアセンターからリハビリ専門職を派遣してもらい、退院前訪問、住民通いの場、地域ケア会議等で適正な動作の指導を行う。 ※見込:会議20回、指導50回	560
計					18,559

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
8	包括的支援事業	①第1号介護予防支援事業 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	江津市(直営)	・市内4か所の在宅介護支援センターを協力機関として、相談窓口業務を委託。地域全体を包括的・継続的に支援する。 ・高齢者の介護予防や自立支援を目的として、要支援者等の状況にあった適切なサービスが提供されるようケアプランを作成する。	63,064
計					63,064

新包括的支援事業(社会保障充実分)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
9	在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の連携を推進する。	済生会病院 (一部委託)	・済生会江津総合病院に「在宅医療・介護連携支援センター」を委託設置し、専門職からの相談を受ける。 ・地域の医療・介護の資源の把握や医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発を行う。	3,814
10	生活支援体制整備事業	市町村が中心となって、社会福祉協議会等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く。	江津市社会福祉協議会 (委託)	多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを進めるため、第1層コーディネーター(1人)及び第2層コーディネーター(4人)を江津市社会福祉協議会へ委託配置し、一体的に協議体の運営、地域資源の発掘及びネットワーク化等を図る。	12,500
11	認知症初期集中支援推進事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、よい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援する体制を構築する。	・白寿園 ・花田クリニック (一部委託)	白寿園(介護職)、花田クリニック(医師・看護師)に委託し、包括支援センター職員と専門医、医療系職員、介護系職員が、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活に向けてサポートする。	340
12	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人が安心して暮らすために、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスの連携体制を構築する。 地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。	江津市(直営)	・認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談業務と関係機関への連携支援を行う。また、新に委託により在宅介護支援センター(東部及び桜江の2か所)に同推進員を配置して地域における体制の充実・強化を図る。 ・オレンジカフェの立ち上げ支援と地域での見守りの充実を図る。 ・出前講座による認知症サポーター養成講座を実施する。	3,957
13	地域ケア会議推進事業	住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくため、被保険者及び介護者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う。	江津市(直営)	地域包括支援センターが主催し医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。又、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。	100
計					20,711

任意事業

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
14	【家族介護支援事業】 家族介護交流事業	在宅で介護している家族間の交流を図ったり、介護に関する知識・技能習得等のための教室等を開催する。	江津市(直営)	市内4か所の在宅介護支援センターを併設している社会福祉法人と合同で研修会を開催する。	100
15	【家族介護支援事業】 家族介護用品支給事業	在宅で重度要介護認定を受けている高齢者を介護している介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続・支援を行う。	江津市(直営)	要介護4又は5と認定された高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、年間4万円相当の介護用品を支給(半年に1回申請が必要) ※見込:25件	500
16	【家族介護支援事業】 家族介護慰労事業	在宅で要介護4又は5と認定され、過去1年間介護保険サービスを利用していない高齢者を介護している家族に介護慰労金を支給する。	江津市(直営)	過去1年間介護サービスを受けなかった要介護4又は5と認定された市民税非課税世帯の高齢者を介護している家族に10万円の慰労金を支給する。 ※見込:1件	100
17	【その他事業】 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の周知及び身寄りのない判断能力の低下した高齢者に市長による後見開始申立を行う。 後見の報酬の支払いが困難な場合は助成を行う。	江津市(直営)	判断能力が十分でない身寄りのない高齢者の成年後見制度利用申立てを市長が行い、申立て等に係る費用を助成する。 ※見込:申立8件、助成11件	2,064
18	【その他事業】 福祉用具・住宅改修支援事業	居宅介護支援の提供を受けていない要介護(支援)者の住宅改修費支給に係る理由書を作成した居宅介護支援事業者へ経費を助成する。	江津市(直営)	【住宅改修支援事業のみ実施】 住宅改修費支給申請に係る理由書を作成した居宅介護支援事業者等に1件2,000円の助成をする。 ※見込:25件	50
19	【その他事業】 配食サービス事業	高齢者向け弁当の提供により健康維持と生活安定を図る。	・ミレ青山 ・花の村 ・桜江福祉会 (委託)	市内にある在宅介護支援センターにおいて、対象者の実態を把握し、週3回を原則として、必要に応じてサービスを提供する。 ※見込:9,300食	10,400
20	【その他事業】 緊急通報体制整備事業	市内居住する一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	周南マリコム株式会社 (委託)	・市内に住所を有する在宅の一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を200円/月で貸与する。緊急時だけでなく、日常生活の相談に専門職が24時間タイムリーに応じる。 ・必要な高齢者に対して緊急通報装置のオプションとして見守り装置を100円/月で貸与する。 ※見込:緊急通報装置220件、見守り装置100件	5,488
21	【その他事業】 シルバーハウジング事業	公営住宅のシルバーハウジング入居者に対し、生活指導・相談・安否確認等日常生活に必要な支援を行う。	白寿園 (委託)	白寿園に委託しシルバーハウジングの入居者へ定期的な生活指導・相談・安否確認、また緊急時の対応を行う。 ※見込:10世帯	1,190
計					19,892
合計					128,024

令和4年度介護予防ケアマネジメント委託事業所一覧（江津市）

	法人名	代表者	事業所名	事業所住所
1	医療法人社団水澄み会	理事長 湖山 泰成	ケアプランサービスセンター はまぼうふう	島根県浜田市久代町1-7
			居宅介護支援事業所もやいの家松平	島根県江津市松川町市村132-1
2	社会福祉法人花の村	理事長 相山 慈	居宅介護支援事業所合歓の郷	島根県江津市後地町821番地
3	社会福祉法人桜江福祉会	理事長 千代延 俊介	桜寿園ケアプランセンター	島根県江津市桜江町小田138番地1
4	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部島根県済生会	支部長 田中 増次	済生会居宅介護支援事業所	島根県江津市江津町1110番地
5	社会福祉法人 いわみ福祉会	理事長 室崎 富恵	青山介護支援事業所	島根県江津市二宮町神主イ513番地1
6	有限会社よろこぼう屋	代表取締役 齋藤 憲嗣	(有) よろこぼう屋 ケアマネステーション	島根県江津市和木町1173番地5
7	社会福祉法人浜田福祉会	理事長 花田 和代	居宅介護支援周布事業所	島根県浜田市周布町イ61番地1
8	NPO法人 石見の家	理事長 高橋 香恵	石見の家居宅介護支援事業所	島根県江津市嘉久志町イ1249番地12
9	社会医療法人仁寿会	理事長 加藤 節司	ケアプランステーションかわもと	島根県川本町川本383-1
10	株式会社 荘苑コーポレーション	代表取締役 平山 恭汰	ケアプランそうえん	島根県浜田市相生町4219番地1
11	医療法人ともみ会	理事長 大倉 美知男	旭・やすらぎの郷	島根県浜田市旭町本郷362-10
12	株式会社 志穂	代表取締役 松嶺 隆広	居宅介護支援事業所 結	島根県江津市嘉久志町イ1678 (集いの家 木もれ陽内)
13	株式会社 浜野屋	代表取締役 岡田 智子	居宅介護支援事業所Smile Garden	島根県江津市都野津町2372番地6

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約書 （案）

江津市（以下「委託者」という。）と医療法人社団水澄み会（以下「受託者」という。）とは、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（以下「介護予防ケアプラン業務」という。）の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 委託者は、介護保険法第115条の23第3項の規定及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記1の規定に基づき、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

2 受託者が行う介護予防ケアプラン業務の範囲とは、委託者が別に仕様書で定める業務とする。

（受託者の義務）

第2条 受託者は、介護支援専門員に介護予防ケアプラン業務を行わせるものとする。

2 受託者は、受託業務の開始に際しては、予め介護予防ケアプラン業務に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを委託者に提出するものとする。

3 受託者は、介護予防ケアプラン業務に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

4 受託者は、介護予防ケアプラン業務に従事する者に対し、第1条第2項に規定する仕様書で定める業務を遅延なく遂行させる義務を委託者に対して負うものとする。

（委託料）

第3条 委託者は、1月の介護予防ケアプラン業務の委託料として、1件あたりにつき、次の各号に定めるところにより、算定される額を受託者に支払うものとする。ただし、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（以下「介護予防ケアプラン費」という）を請求できない月についてはこの限りではない。

(1) 介護予防ケアプラン費 一金 4,380円

(2) 初回加算 一金 3,000円

(3) 委託連携加算 一金 3,000円

2 前項第2号については、新規に介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成する利用者に対して介護予防ケアプラン業務を提供した場合又は過去2月以上、受託者において介護予防ケアプラン業務を提供しておらず、介護予防ケアプラン費が算定されていない場合にあって、利用者に対してケアプランを作成した場合に算定する。

3 第1項第3号については、受託者は、当該利用者に係る必要な情報の提供を受け、介護

予防ケアプラン業務を提供した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り算定する。

（委託料の支払い）

第4条 受託者は、毎月業務終了後、5日（土日・祝日の場合はその前日）までに当該月の費用を委託者に請求するものとする。

2 委託者は、前項に基づき受託者からの適正なる請求書の受理後30日以内に、委託者の定める指定金融機関において受託者に対し、委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第5条 受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が特別に認める場合については、この限りではない。

（業務実施の指示）

第7条 委託者は、委託業務について、受託者に必要な指示をすることができるものとする。

（移動手段）

第8条 介護予防ケアプラン業務に必要な移動の手段は、受託者が用意するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 受託者及び介護予防ケアプラン業務に従事する者は、委託業務の実施に当たり業務上知り得た介護予防ケアプラン業務の対象者又はその家族の個人情報を洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（事故発生時の対応）

第10条 受託者は、介護予防ケアプラン業務の際に、事故が発生した場合には速やかに委託者及び介護予防ケアプラン業務の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、介護予防ケアプラン業務の対象者に対する介護予防ケアプラン業務により賠償すべき事故が発生した場合には、この責任において解決するとともに損害賠償を行わなければならない。

（関係書類の整備）

第11条 受託者は、受託業務に関する記録をその事業所に整備保管しなければならない。

2 前項の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(報告書の提出)

第12条 受託者は、毎月の受託業務の実施状況を5日(土日・祝日の場合はその前日)までに介護予防ケアプラン業務報告書及び実績を記載したサービス利用票(別表を含む)又はそれに準ずるものにより委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、必要と認めるときは受託者に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査等)

第13条 委託者は、委託業務について、受託者の事業所に対し立ち入り調査し、必要な報告を求め、又は必要な指示を受託者に与えることができる。

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。
- (2) 基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な介護予防ケアプラン業務を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義の解決)

第15条 本契約に定める事項その他介護予防ケアプラン業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、委託者受託者協議して解決するものとする。

(委託期間)

第16条 本契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

委託者 島根県江津市江津町 1525 番地

江津市

江津市長 山下 修

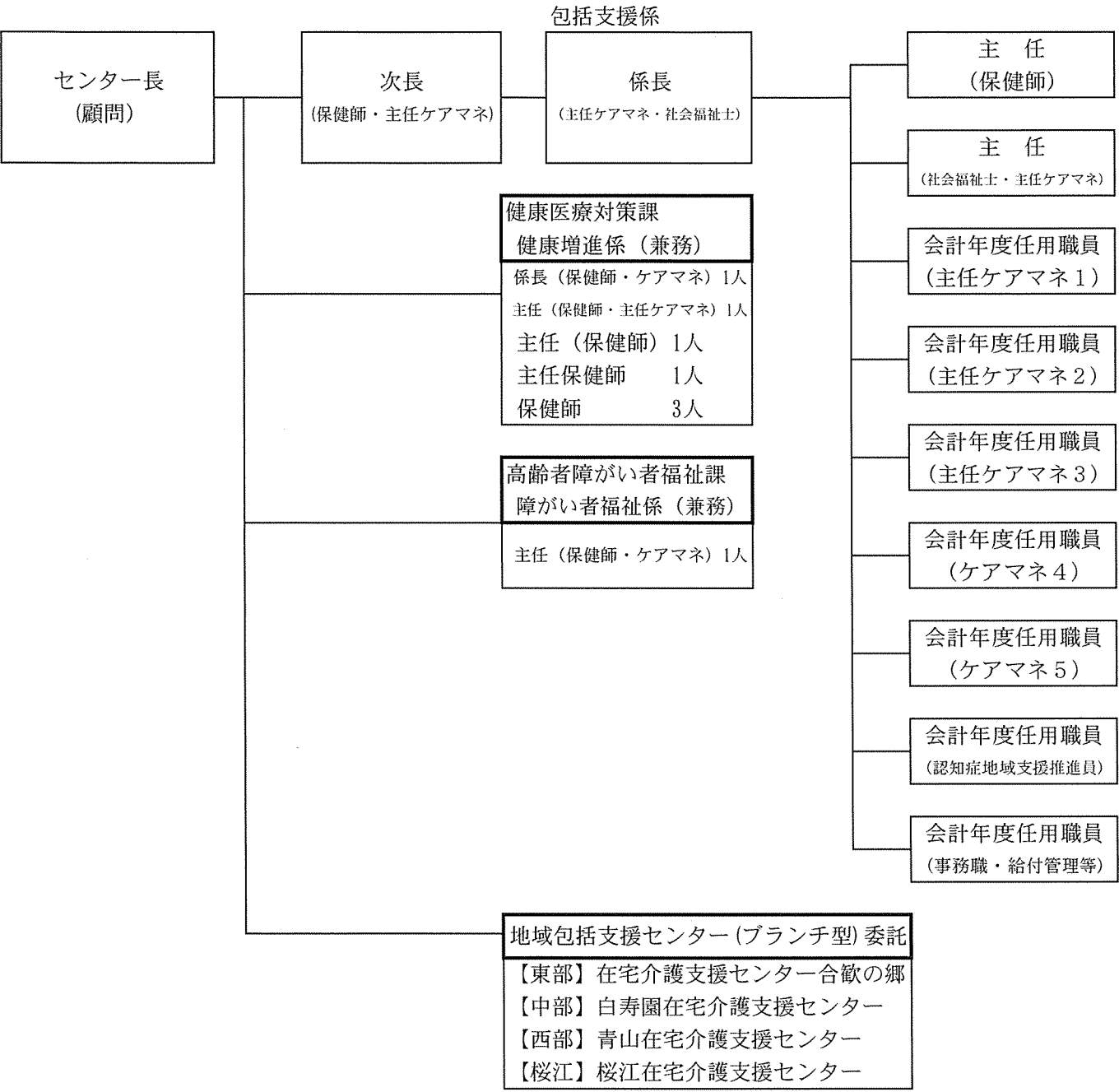
受託者

介護予防ケアプラン業務委託仕様書

委託者が受託者に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- 1 利用申込者又はその家族に対する重要事項説明書及び個人情報利用同意書の交付、説明及び同意の取得並びに契約の手続きの代行（初回の介護予防ケアプラン業務の実施の場合に限る。）
- 2 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出代行（初回の介護予防ケアプラン業務の実施の場合に限る。）
- 3 要支援認定対象者情報（認定調査結果及び主治医意見書を含む。）の提供依頼（必要に応じて）
- 4 アセスメントの実施
- 5 利用者基本情報、基本チェックリスト及び介護予防ケアプラン原案の作成
- 6 サービス担当者会議の開催
- 7 利用者に対する介護予防ケアプランの説明、同意の取得及び交付
- 8 モニタリングの実施
- 9 介護予防ケアプランに記載した目標等の達成状況の評価
- 10 給付管理に関する業務の実施
- 11 日常の利用者、家族及びサービス提供事業者等との連絡調整並びに江津市地域包括支援センターへの報告
- 12 業務の実施に伴い必要となる記録の整備及び保存
- 13 介護予防ケアプラン原案、介護予防ケアプラン及び評価表その他業務の実施に当たって委託者が必要と認める記録の委託者への提出
- 14 その他、業務の実施に当たって委託者が必要と認める事項

令和4年度 江津市地域包括支援センターの運営体制図



【 高齢者障がい者福祉課 高齢者福祉係 】	
・介護保険窓口業務	・予算執行・管理
・認定調査業務	・養護老人ホーム措置
・その他の高齢者福祉事業	
○事務職員 3 人 (うち会計年度任用職員 1 人)	
○認定調査員 4 人 (会計年度任用職員)	

令和4年度 地域支援事業の事業概要(浜田地区広域行政組合)

【介護予防・日常生活支援総合事業】

訪問型サービス事業(第1号訪問事業)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
1	訪問介護相当サービス	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行う。	指定事業者	介護予防訪問介護のサービスを実施する。	65,018
2	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に雇用される労働者(訪問介護員又は一定の研修受講者)が、生活援助等のサービスを行う。	指定事業者	身体介護を除く生活援助のサービスを実施する。	4,587
計					69,605

通所型サービス事業(第1号通所事業)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
3	通所介護相当サービス	要支援者について、介護予防を目的として、施設に通い、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行う。	指定事業者	介護予防通所介護のサービスを実施する。	185,329
4	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業を行う。	指定事業者	A1: リハビリテーション中心のデイサービス(半日) A2: デイサービス(半日・1日) A3: レクリエーション中心のデイサービス(半日)	24,390
計					209,719

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
5	介護予防ケアマネジメント	要支援者等が訪問サービス及び通所サービスを利用するためのケアプランを作成する。	地域包括支援センター	—	33,822
計					33,822

その他

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
6	審査支払手数料	介護予防給付費同様、国保連へ審査支払いを委託するための手数料。	—	—	1,763
7	高額介護予防サービス費相当事業等	介護予防給付費同様、1月の利用金額が上限を超えた者に対して、高額介護予防サービス費として支給する。	—	—	469

8	高額医療合算介護予防サービス費相当事業等	介護予防給付費同様、1年間の医療保険と介護保険の利用金額を合算した額が上限を超えた者に対して、高額医療合算介護予防サービス費として支給する。	—	—	277
計					2,509

任意事業

番号	事業名	事業内容	実施主体 (直営・委託)	当初計画	
				事業計画	予算額 (千円)
9	【介護給付等費用適正化事業】 介護給付費適正化事業	介護給付等費用適正化を目的とし、1年間に利用した介護サービス費の内訳を通知する。 また、介護支援専門員が作成したサービス計画記載内容等を点検、指導すること、給付適正化を図る。	(直営)	介護給付等費用適正化を目的とし、1年間に利用した介護サービス費の内訳を通知し、介護保険制度に対する理解を深めるとともに、介護支援専門員が、作成したサービス計画記載内容等を点検、指導する。 介護給付費適正化支援システムを導入し、不用不適なサービス提供がされていないかを点検して、給付費の適正化とサービスの質の向上に努める。 ※対象 【給付費通知】 約6,000件 【ケアプラン点検】18事業所を予定 (点検対象を拡大することを検討)	7,781
10	【介護給付等費用適正化事業】 ケアプラン作成指導事業	居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員を対象として、研修会を開催し、ケアプランの質の向上を図る。	(直営)	居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員を対象として、介護サービス提供に関するテーマを定め、年2回の研修会を開催し、介護支援専門員のケアプランの質の向上を図る。 【ケアプラン指導研修委員10人】 ※参加者見込150人(年2回開催)	821
11	【認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業】	認知症対応型共同生活介護に入所する低所得者に対し、居住費等の一部を助成する。	(直営)	本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人が老齢福祉年金を受給、若しくは本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下又は生活保護受給者は1月当たり10,000円、1日当たり330円助成する。 本人及び世帯全員の住民税が非課税で、本人の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者は1月当たり5,000円、1日当たり170円助成する。 ※対象者 約200人	16,029
12	【その他事業】 介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が事業所に訪問し、介護サービス利用者の相談・苦情を聞き、必要に応じて事業者等に解決を働きかける等介護サービスの改善につなげる。	(直営)	介護サービス相談員2名が事業所を訪問し、介護サービス利用者の相談・苦情を聞き、必要に応じて事業者等に解決を働きかける等、サービス提供の改善につなげる。 また、介護サービス相談員の年間の活動状況等を報告する。 【介護相談員14人 従来から2人増員】 ※訪問予定140回(14事業所×年10回) (ただし、施設系事業所です承が得られた場合は、月2回の訪問(年20回)を予定)	4,264
計					28,895
合計					344,550